

岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場の指定管理者指定申請に係る審査結果について

平成26年9月19日
岐阜県環境生活部自然環境保全課

1 施設の概要

名 称	岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場
所 在 地	岐阜県高山市丹生川町岩井谷地内
設置目的	県民の中部山岳国立公園の利用の用に供すること
根拠条例	岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例

2 指定管理者の募集方法
公募

3 指定管理者の募集期間
平成26年7月11日から 平成26年8月11日まで

4 申請団体

申 請 団 体 の 名 称	共 同 体 の 構 成 員 の 名 称
乗鞍国際観光株式会社	

5 審査基準

審 査 項 目	配 点
施設管理の基本方針	5
類似施設の管理実績	10
利用者サービスの向上	15
施設の維持管理	5
収支計画	30
組織・体制	10
危機管理	10
経営基盤	5
地域連携	10
計	100

6 岐阜県指定管理者審査委員会の開催日
平成26年9月11日

7 審査結果

次のとおり優先交渉権者を決定しました。

<優先交渉権者>

申請団体の名称	主な選定理由
乗鞍国際観光株式会社	<ul style="list-style-type: none">・利用者サービスの向上について、具体的な提案がなされている。・乗鞍地域の特性を理解しており、管理運営に活かされている。・財務状況について問題が無い。

8 指定管理者の指定

県と優先交渉権者との間における細目協議が調った後、県議会の議決を経て、当該優先交渉権者を岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場の指定管理者に指定する予定です。

<指定期間>

平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで（3年間）